

石川県高等学校文化連盟規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 この連盟は石川県高等学校文化連盟と称する。
(以下本連盟と称する)

(目的)

第2条 本連盟は石川県内の高等学校生徒の各種文化活動の健全な発達を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を果たすために次の事業を行う。
(1) 文化活動に関する懇談会又は協議会の開催
(2) 高校生の総合文化行事の主催
(3) 高校生の芸術・文化に関する研修会・鑑賞会等の開催・後援
(4) 全国高等学校総合文化祭等への参加
(5) 高校生の文化活動に関する調査・研究
(6) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第二章 組 織

(組織)

第4条 本連盟は石川県内の国公私立高等学校及び特別支援学校をもって組織する。

(加盟及び脱退)

第5条 本連盟への加盟及び脱退は、役員総会・評議員会の承認を経なければならない。

(他団体との関連)

第6条 本連盟は全国高等学校文化連盟及び北信越地区高等学校文化連盟に加盟する。

第三章 専 門 部

(専門部組織)

第7条 1 本連盟に第2条の目的遂行のため、専門部を置き、特に必要のある場合は特別委員会を置くことができる。
2 専門部は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1 演劇専門部 | 2 合唱専門部 |
| 3 吹奏楽専門部 | 4 器楽・管弦楽専門部 |
| 5 日本音楽専門部 | 6 吟詠剣詩舞専門部 |
| 7 郷土芸能専門部 | |
| 8 マーチングバンド・パトントワリング専門部 | |
| 9 美術・工芸専門部 | 10 書道専門部 |
| 11 写真専門部 | 12 放送専門部 |
| 13 囲碁専門部 | 14 将棋専門部 |
| 15 弁論専門部 | 16 小倉百人一首かるた専門部 |
| 17 新聞専門部 | 18 文芸専門部 |
| 19 自然科学専門部 | 20 商業専門部 |
| 21 郷土専門部 | 22 英語専門部 |
| 23 JRC専門部 | 24 茶道専門部 |
| 25 インターアクト専門部 | |

(専門部の設立・廃止)

第8条 専門部の設立基準は次の通り。
(1) 高校生の芸術・文化活動の団体であること。
(2) 全県的な組織があり、専門部部長・専門理事長等の

責任者が活動を統括できること。

- (3) 本県において育成が望ましいと認められるもの。
- (4) 特定の政治的、宗教的団体に所属していないこと。
- (5) 上記(1)～(4)の基準に反した場合は、設立を取り消すことができる。
- (6) 専門部の設立・廃止・休部に当たっては、評議員会の承認を必要とする。

第四章 文化教室

第9条 1 本連盟に、生徒の情操陶冶を目的として文化教室を設け、副会長の1名がこれを統括する。
2 文化教室の規約は、別に定める。

第五章 役 員

(役員の種別)

第10条 1 本連盟に次の役員を置く。

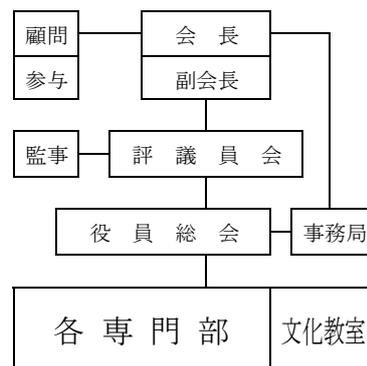
- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 3 名 |
| (3) 評 議 員 | 加盟校の校長があたる。 |

事務局
(4) 事務局長 1 名
(5) 幹 事 若干名
(6) 会 計 1 名

専門部
(7) 部 長 各部1名
(8) 専門理事長 各部1名
(9) 理 事

- | | |
|----------|-----|
| (10) 監 事 | 3 名 |
|----------|-----|

2 以上の外、必要に応じて顧問及び参与若干名を置くことができる。



(役員の選出)

第11条 役員は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・部長・監事は評議員会の互選により選出する。
- (2) 評議員は加盟校の校長とし、評議員会を構成する。
- (3) 専門部専門理事長は専門部部長が推薦した者を評議員会にはかり会長が委嘱する。
- (4) 専門部理事は専門部専門理事長が推薦した者を部長が委嘱する。
- (5) 幹事は教職員の中から会長が委嘱する。
- (6) 事務局長は幹事の中から会長が委嘱する。
- (7) 会計は幹事の中から会長が委嘱する。
- (8) 顧問・参与に関しては細則で定める。

(役員の任期)

- 第12条 1 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 2 役員は任期が満了しても後任者が未定の時は後任者の就任までその職を行う。

(役員の任務)

- 第13条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は本連盟を代表し、会務を統括し、会長の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 評議員は評議員会を構成し、本連盟の運営に必要な事項を審議決定する。
- (4) 監事は本連盟の会計を監査する。
- (5) 専門部部長は各専門部の会務を統括する。
- (6) 専門部専門理事長は専門部部長を補佐し、部務を掌る。
- (7) 専門部理事は部務を処理し、必要な事項を審議する。
- (8) 幹事は会務を執行する。
- (9) 事務局長は本連盟の庶務を掌る。
- (10) 会計は本連盟の会計を処理する。
- (11) 顧問及び参与は重要事項に関し、会長の諮問に応じる。

第六章 会 議

(会議の種類)

第14条 本連盟に次の機関を置く。

- 1 評議員会 本連盟の運営に必要な事項を審議決定する。
- 2 役員総会 (1) 役員総会は年2回会長が召集し、会長・副会長・専門部部長・専門理事長・文化教室理事・顧問・参与・幹事によって構成する。
- (2) 役員総会は次のことについて審議・執行する。
- ① 評議員会の決定事項の執行
- ② 規約の改廃の審議
- ③ 専門部の設立・廃止の審議
- ④ 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算の審議
- ⑤ その他、本連盟の運営に関する重要事項の審議

第七章 会 計

(経費)

- 第15条 1 本連盟の経費は次の収入をもって充当する。
- (1) 加盟校の負担金
- (2) 補助金
- (3) その他の収入
- 2 専門部の経費は、参加校の負担とする。
- 3 加盟校の負担金については細則で定める。

(会計年度)

第16条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算・決算及び会計監査)

- 第17条 1 予算及び決算は評議員会の承認を得なければならない。また、本連盟の会計は評議員会の監査を受けなければならない。
- 2 専門部は、その予算・決算を会長に報告しなければならない。

(会計経理)

第18条 本連盟の会計は別に定める会計規程により処理する。

第八章 規約の改廃

第19条 本連盟の規約は役員会で審議し評議員会において決定する

第九章 事務局

第20条 本連盟の事務を処理するため、事務局を会長の在任校に置く。

第十章 雑 則

第21条 この規約の実施に必要な事項については細則で定める。

- 付則 (平成5年4月5日 一部改正)
(平成8年4月1日 一部改正。映画研究部(休部))
(平成14年4月1日 一部改正。将棋部(新設))
(平成15年4月1日 一部改正。役員変更)
(平成20年5月21日 一部改正。学校名称)
(令和5年4月1日 一部改正。専門部改変および専門部設立・廃止規定の変更)

石川県高等学校文化連盟細則

第一章 総 則

第1条 この細則は石川県高等学校文化連盟規約第五章第11条の(8)及び第七章第15条3項に基づき、規約の実施に必要な事項について定める。

第2条 この細則の改廃は役員総会において審議し、評議員会の承認を得て決定する。

第二章 顧問・参与の推薦基準

第3条 顧問及び参与の推薦については、次の基準により、会長が推薦する。

- 1 顧問 (1) 県教育委員会の教育長として、その任にある在職期間。
- (2) 県高校長協会会長として、その任にある在職期間。
- 2 参与 (1) 県教育委員会学校指導課の石川県高等学校文化連盟担当者として、その任にある在職期間。

第三章 会計に関する事項

第4条 加盟校の負担金は次のとおりとする。

- (1) 全日制学校負担金 500円×生徒数
 定時制・通信制学校 一括 10,000円
 特別支援学校 20円×生徒数
 但し、全国高等学校総合文化祭開催準備のため、令和5年～9年に限り、全日制学校負担金を700円×生徒数とする。

- (2) 加盟校の加盟負担金はその年度の5月1日現在の生徒数で算出し、5月1日から5月10日までの期間に納入する。生徒数は、休学者を除いたものとする。

付則 (この細則は平成5年4月1日から施行する。)
 (平成8年4月1日一部改正。2. 参与(2)削除)
 (平成9年4月1日より全日制学校負担金改正)
 (平成10年4月1日特殊教育諸学校負担金改正)
 (平成14年4月1日より全日制学校負担金改正)
 (平成20年5月21日一部改正。 学校名称)
 (平成22年4月1日より全日制学校負担金改正)
 (平成23年4月13日特別支援諸学校負担金改正)
 (令和5年4月1日より全日制学校負担金改正)

石川県高等学校文化連盟会計規程

第1条 この規程は、石川県高等学校文化連盟規約第七章第18条の規定に基づき、会計規程を次のように定める。

第2条 この規程の改廃は役員総会において審議し、評議員会の承認を得て決定する。

第3条 幹事・指定専門理事長等の出張に関する旅費の支給については、「石川県職員の旅費に関する条例」に準ずる。

第4条 全国高等学校文化連盟には、その規程による金額を負担金として納入する。

第5条 専門部経費は予算の範囲内で補助する。

第6条 本連盟の目的達成に貢献する事業に対して、補助することができる。

第7条 全国高等学校総合文化祭に県代表として参加する個人及び団体に対して、激励費等を支給する。

第8条 本規程の執行に関する細部の事項については、会長の指示による。

付則 (この規程は平成5年4月1日から施行する。)

石川県高等学校文化連盟文化教室規約

第1条 この会は石川県高等学校文化連盟文化教室と称する。

第2条 この会の事務局は原則として石川県高等学校文化連盟副会長（文化教室担当）の在任校に置く。

第3条 この会は高等学校生徒の情操陶冶と健やかな人間形成に資することを目的とする。

第4条 前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1 演劇教室

- 2 音楽教室
- 3 会報、鑑賞資料等の発行
- 4 その他、この会の目的を果たすに必要な事業

第5条 この会の事業は原則として学校単位で、授業の一環として全校生徒を対象に実施する。

第6条 この会は石川県高等学校文化連盟会長主管の下に次の役員を置く。

代 表	1名
常 任 理 事	6名
理 事	数名
会 計 監 査	1名
学 校 担 当 者	各校1名

第7条 代表は文化教室を統括する。

第8条 常任理事・理事・会計監査は代表が委嘱する。常任理事は庶務・会計・渉外の事務、県下全体の計画・連絡・調整等を、また理事は各地区の連絡・調整等を行う。

第9条 学校担当者は各学校において決定し、自校の計画・指導等にあたる。

第10条 理事会は代表が召集し、この会の必要な事項を審議する。

第11条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条 この会の経費は参加校の負担金と県補助金によってまかなう。

第13条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条 本規約は、昭和55年4月1日から発効し、この規約変更には石川県高等学校文化連盟評議員会の承認を得なければならない。

付則 (平成5年5月17日一部改正)
 (平成18年10月10日一部改正)
 (平成20年5月21日一部改正)

